

理美容トピックス

税理士法人 長谷川会計
〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1
TEL 082-272-5868
URL <http://www.hasegawakaikei.com/>

スタッフの手荒れはしょうがないもの？

施術中のシャンプーや薬剤が原因で手荒れに悩む美容師は多いです。雇用者が何の対策もせずにスタッフの手荒れを放置し、スタッフに訴えられた場合は、安全配慮義務を怠っていると判断される可能性があります。

Q. スタッフの手荒れはスタッフ自身の責任ではなく、雇用者の責任ですか？

A. 責任を問われる可能性が大いにあります。

ただし、以下の場合には責任が軽減されることもあります。



＜雇用者が手荒れに関する研修を行ったり、予防する環境をつくっている場合＞

- ① 新人研修会などで、職業柄手荒れを起こしやすいことを認知させ、予防の必要性を知らせる。
- ② 手袋の支給はもちろんのこと、手荒れを予防するハンドクリームなど設置している。

NG

シャンプー時の手袋使用を禁止したり、手荒れを予防する行動を認めない場合はNGとなる。

一昔前のように、「手荒れは当たり前、気合いで直せ！」などスタッフ任せの対応はNGです。

安全配慮義務違反にもとづく損害賠償義務は、治療費や感謝料、休業補償など多岐にわたります。

サロンとスタッフを守るために、手荒れ予防の研修や手袋の購入・消費の記録、スタッフの健康管理の指導記録の整備が重要です。



当社ホームページで、トピックスバックナンバー、理美容税務Q&A、理美容経営情報を掲載しています。ぜひご覧いただき、お知り合いの方にもご紹介下さい。

<http://hasegawakaikei.com/beauty/topics/>